

# 【自動車保管場所届出書（新規・変更）】

## 記載例

**車名欄**  
通常は、車のメーカー名を記入してください。  
(例)  
ダイハツ、スバル、ホンダ、三菱、ニッサン 等  
※ 車種名ではありません。

**型式・車体番号欄**  
新車の場合は販売会社等に確認し、中古車の場合は自動車検査証等を確認して正確に記載してください。

**新規・変更欄**  
・ 軽自動車の新車購入、未届の中古車の購入等の場合は、「新規」に○印  
・ 保管場所の変更、既届の中古軽自動車の購入等は「変更」に○印

**自動車の区分欄**  
・ 軽自動車の場合は「軽」に○印  
・ 軽自動車以外の登録自動車は「登録」に○印

**使用の本拠の位置欄**  
・ 個人の場合、実際に居住している住所を記載（通常は住民票と同一）  
・ 法人の場合、実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
スズキ	ABC-12	ABC-123456	長さ	339 センチメートル
			幅	147 センチメートル
			高さ	178 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		山口市滝町2丁目3番77-305号		
自動車の保管場所の位置		山口市滝町2丁目3番77号 (変更前 山口市滝町1番1号)		
上記の事項について届出をします。				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
警察署長 殿		〒(×××-××××) 住所 山口市滝町2丁目3番77-305号		
		届出者 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
		フリガナ ニホン タロウ 氏名 日本 太郎		

警察署提出用

※ 「使用の本拠の位置」と「届出者の住所」が異なる場合は確認させていただく場合があります。

※ 住民票等に部屋番号がある場合は記載してください。

**保管場所の位置欄**  
駐車場の所在地の住居表示を記載してください。自宅敷地内で「使用の本拠の位置」と同一の場合でも「上」「同」とせず、記載してください。  
部屋番号は記載しないでください。

「〇丁目」の場合は、一(ハイフン)等で省略せず「丁目」を記載します。

**変更前欄**  
変更届出の場合は、( )に変更前の保管場所の位置を記入してください。

**届出者住所・氏名欄**  
個人の場合、「住民票」又は「印鑑登録証明」の住所氏名を記載してください。

法人の場合、「登記簿」又は「印鑑登録証明」の所在地・法人名を記載し、法人代表者名を併記します。

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。  
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。  
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（（1）に該当する場合を除く。）。  
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

自己単独所有  その他

自動車登録番号 山口580〇1234

連絡先 日本 花子090-0000-0000

届出する保管場所について  
・ 届出者が保有している場合「自己単独所有」に☑印  
・ 届出者以外の者が保有している場合「その他」に☑印

届出する自動車に登録番号がある場合に記載してください。

届出内容について、確認する場合がありますので、確認可能な方の連絡先を記載してください。

証明書交付後の訂正はできませんので、記載内容をしっかりと確認して提出してください。  
運輸支局の手続きは、この証明書の証明日から1ヶ月以内に行ってください。期限を過ぎると新たな申請が必要となります。